

## 島根県強度行動障がい者処遇支援環境整備事業費補助金

### 1. 補助金の交付の目的

社会福祉法人等が経営する障害者支援施設について、強度行動障がい者に対する支援環境の整備に要する費用の一部を補助することにより、強度行動障がい者の障害者支援施設への受入を促進し、障がい者の福祉の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### 2. 補助金の交付の対象

この補助金の交付の対象である事業、施設の種類、補助事業者の範囲、対象となる整備内容及び補助上限額は、次の表のとおりとする。

※応募された場合でも、ご希望に沿えない場合もありますので、ご承知おきください。

施設の種類	補助事業者	整備内容	基準額
障害者支援施設	強度行動障がい者特別支援を終えた障がい者又は強度行動障がい特別支援の対象となる強度行動障がい者を受け入れて、入所させる障害者支援施設を運営する社会福祉法人等	強度行動障がい軽快者等の処遇に係る居室、訓練室、食堂、洗面所等についての障がい特性に適応した施設へ内部改修する工事	知事が必要と認める額

### 3. 補助金の交付額の算定方法

施設に係る施設整備については、改修等工事請負契約および工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）の対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と、上記に定めた基準額とを比較していずれか少ない方の額を交付額とする。

この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。